

北上市告示甲第47号

北上市空き家改修事業補助金交付要綱（令和2年北上市告示甲第27号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から適用する。

令和8年5月28日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(補助対象空き家)</p> <p>第3 補助事業の対象となる空き家(以下「補助対象空き家」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 空き家バンクに登録されている空き家で、北上市地域づくり組織条例（平成24年北上市条例第39号）に定める立花、更木、黒岩、口内、稲瀬、和賀<u>及び岩崎</u>の地域のそれぞれの区域内に、敷地の全部又は一部が含まれるものであること。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(補助対象空き家)</p> <p>第3 補助事業の対象となる空き家(以下「補助対象空き家」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 空き家バンクに登録されている空き家で、北上市地域づくり組織条例（平成24年北上市条例第39号）に定める立花、更木、黒岩、口内、稲瀬、和賀、<u>岩崎及び藤根</u>の地域のそれぞれの区域内に、敷地の全部又は一部が含まれるものであること。</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	